御書院番之番

四

内閣文庫
番號 和 32569
冊數 394 (178)
函號 152 121

内閣文庫
和書
類
番號 三二五六九
冊 三九二
架 一五二函一四

国立公文書館
National Archives of Japan

明和元甲申年閏十二月十二日

大御番細井治左衛門勝彪養子

御書院番大久保豊後守組　二百俵　今福治三郎勝政

後　権之助

明和四丁亥年十二月廿八日呼出されて跡式乃

御禮の事仰られて右相務之と傳る

以後志ありて跡式御禮の事召て恩賜し

まゝありし決

明和八辛卯年十二月廿二日跡式御禮之同月十二日

百俵加へられて黄金拾二枚を賜る

安永二癸巳年十月廿八日大御番御徒頭時服二を賜ふ

同年十二月七日大河原ニ御狩の召ニ而射殺
同月廿二日切腹ニ被仰付
安永三甲午年正月 日光山の御供ニ
以而とて路料白銀被下置同月日光に
御供当所ニ而御花を従ひ六月七日
日光に請させの外御所ニ加はるの為ニ随ひしよ
いもらひさせる切腹ニ被仰付
同年十月廿七日病死

寛政元酉年八月十七日御書院番組ニ入
同年十二月廿六日御番の節免さる
寛政七卯年二月晦日大番御持ニ従ひ
寛政八辰年二月廿三日西丸御目付
寛政九巳年六月十日死年六十歳

明和四亥年正月廿七日
宝暦十二午年九月廿八日御書院番入
二丸御留守居御右衛門忠嘉子
大番頭右京亮肥後守組
御書院番本多肥後守組三百俵井上助次郎高虎
後御右衛門
明和八卯年十二月十三日高西ニ過逢し
かの打ち射殺大勢ニて切腹ニ被仰付
安永二巳年十月十九日高虎小普請組
故もと召して小門大勢の四稿の射ニ
列し
台徳院ニ入て御相ニ至る
安永四未年二月廿九日大番御番の射ニ
列して切腹ニ被仰付

安永六丁酉年十二月廿二日養父病気ニ付
願之通隠居被仰付
同七年三月廿日跡目百五十俵被下之内
三拾俵ハ御減少
天明四甲辰年九月隠居致し宿直之士ニて
其後拝領白銀拾枚を賜ふ
寛政八丙辰年三月八日死 六十四歳

明和六己丑年三月廿二日
御書院番本多越後守組 番勤 千七百石 松野左馬助能
左馬助時□子 小普請組市橋大膳支配死
諸職の節高ニ年 二拾俵
天明六丙午年十二月廿三日老衰ニ付差免小普請入天野山城守支配死
寛政三辛亥年六月三日死 七十六歳

国立公文書館 National Archives of Japan

明和六丑年十二月廿日

御書院番本多越後守組　番入勤
鑓奉行定儀奉行所
小普請組方橋大膳亮死

當丑　蒔田主馬定昭
後
左京
伊勢亮

同年秋諸職の者共よく勤ル
安永四未年十二月十九日大病仕諸芸の
射術別而出精ニ付御褒美
安永六酉年秋諸職の者共よく勤ル

安永七戌年十二月十九日番入依右源之助亮死
天明元丑年八月廿二日御書院番大久保
肥前守組入

明和六丑年三月二日
小出淳正英邦養子
小出若狭守組川口氏家来守之跡
明和四亥年閏九月廿四日跡目
御書院番本多伊勢守組 千三百石 小出新十郎英邦
後 淳正
小出淳之
同年九月朔日登城の節之儀ニ付本家江六
御暇白銀拾枚被下候廿三日家督之儀明ノ
丑年十月廿日御役御免
明和八卯年五月廿二日廃嫡為差控ノ
大番ニ而御番入三百俵宛御の組頭支配仰付
安永元辰年九月廿三日 御番入三百俵宛
安永九子年正月廿二日 西丸御書院番

小宮河内守組ゟ入

明和五子年　三月五日

寛延三午年　十二月廿七日誕日

御書院番本多佐渡守組　三男儀　本多大次郎後延

三右衛門倅忠右衛門子

小普請組川口能登守支配

安永三午年　七月廿六日　去ル廿三日水馬

川渡之節悦之事を慶ニさせ候ニ付差合

ニ被之備り

同年十二月十二日　小宮衛門ニ遺遂之

手行射留同年十二月廿六日下されて時服

三を被下

安永五申年　十二月十五日　大病ニ而相果候乃

事ありて附届ニとゝまる
安永八亥年八月六日水馬川渡し
御覧有て同十日下されて黄金壱枚を
賜る

天明五巳年十二月十二日死　五十二歳

明和五子年三月六日

明和四亥年十月四日御目見

御書院番本多備後守組　千五百石　小幡仲直宏
三番左衛門末子
実者伯耆守組松平若狭守家来之子
改　孫市郎

同年九月諸職ニ余りて躑躅之間へ
安永五申年秋又御小姓組ニ余りて
躑躅之間へ　御小姓組本多備中守組
天明元丑年三月廿二日湯の御殿に
垂木御縁側へ
天明四辰年九月諸職ニ余りて出仕
但自身そとつとむ

寛政七卯年三月廿日 大令中将の時
警固をつとむ

文化五辰年十二月十六日 御書院番組頭

明和五子年三月廿日
宝暦九卯年九月廿日隠居
八郎右衛門直信惣領
小普請組彼楽吾右衛門支配
御書院番加番多賀後守組 千二百石 堀八郎右衛門直安

安永元辰年二月廿九日 目黒の寺より
大火起りて下谷三枚橋の邸迄にかゝる
天明四辰年 秋 諸城の宿直に参りし時
御殿役をつとめしを勤め
天明七未年三月廿七日 諸国巡見使を
命ぜられ四月十日より北国筋をめぐる
ことよし 佐渡 其年 其国々を巡る

ゟきに蔵穀もゆたかなりされハこの
事ども止ぬ
寛政元酉年正月廿八日 御勝手方金千枚
時服二羽織を賜 二月廿二日 京大坂をへて
北路を巡視して 六月廿二日 京に帰る
十六日ニハ事をはり国 十月十二日帰着す
寛政三亥年十二月晦日 下谷の邸 文
大目付にかへる
寛政七卯年二月廿一日 小十人御将の時
歩行難きを辞む
寛政九巳年八月廿八日 死 五十四歳

明和元申年三月十日
青山丹下幸完房が男なり
実ハ書院番組頭平岡武助郎が子也
御書院番本多伊豫守組 御番長 十六歳 青山長三郎幸延
改丹下
安永三午年八月廿二日 辞入牧野備後守組
同年秋諸城の修復の命あり
同年同月廿七日 実方兄青山某となる
忠義小普請組之子也 某新三郎が家事
の事にかゝハり 御糺問の日 岩城左衛門に
預けおかれ 八月廿八日 御書院を御家の替代
命ぜらる 明の未年二月四日 忠義

加茂治部卿に乗く紛らはし
加えし籠居の事を伺ひしに籠居
まへしとし仰けり 三月十日免さるる
寛政十年八月廿九日致仕
寛政十二庚申年六月廿三日 髪をおろして
寛休といふ

明和五子年三月七日
御書院番本多越後守組 再勤 三百俵 猪子六左衛門一典
六左衛門一篤惣領
小普請依田組三宅式部支配

同年九月踏城より宿直す
明和七寅年八月居宅悪く出火にかかる
同年十二月番入として踏城より詰て守る
明和八卯年十一月踏別の際下となりて
安永二巳年踏城より宿直す
安永五申年九月又踏城より宿直す
安永九子年ふし番入としてまかる

踏絵之義ニ付テハ天明四辰年
ニモ於テ長崎表ニ於テ踏絵ニ
一ヶ年ノ間絵踏相済候事ヲ
司ル

寛政四子年八月廿八日職入 内藤甲斐守支配
寛政七卯年二月十七日死 六十九歳

明和五子年三月十日
御書院番本多豊後守組 兼勤 三百俵 伊丹兵右衛門 元智
養父雅明惣領 小普請組三方式部支配
改 惣之衛
天明三卯年五月廿九日職入 宮城久三郎支配
天明六午年七月廿二日死 六十八歳

明和五子年三月五日

明和四亥年八月四日除目

四郎兵衛定福惣領

小普請組松平左九郎支配

御書院番本多伯耆守組三百俵山角猪四郎定延

同年秋跡職の[illegible]あり

安永五申年秋又跡職[illegible]

安永七戌年五月廿五日 移入長谷川利十郎支配

天明二寅年三月廿七日 致仕

天明三卯年八月廿三日[illegible]して

休山と云

国立公文書館 National Archives of Japan

明和六丑年三月廿日

明和三戌年十月四日跡目

御書院番本多伊豫守組 三番 中條三郎景徳

市左衛門景忠方三男 当所

小普請伊勢組神谷与兵衛養子

改 市左衛門

明和六丑年十二月廿四日番入長田越中守支配

明和八卯年十二月廿七日御書院番

三枝土屋伊豆守組

三月廿日夜病死届候
明和六丑年三月廿九日

明和三戌年十一月廿日跡目
御書院番本多豊後守組居宅儀
三郎兵衛長孝惣領
小普請稲垣組設楽三十郎弟
横地傳十郎長職
改 不及其事

證據之無之跡之儀申上年七歳

寛政七卯年七月廿三日死六十六歳

安永三午年十月廿七日

明和二酉年七月三日生

御書院番太田駿河守組 千三百石 小倉市郎兵衛

実者石川門正英八男ニ而

小普請組長田越中守支配

後 摂津守

安永四未年十二月廿二日 [illegible]御表

安永五申年九月十二日 御小納戸

同年十月廿二日 御小姓

同年十二月廿七日 布衣の [illegible] 遣

志の子弟射芸日太吉 御前に

召されて 時服三を賜る

安永六酉年十二月十九日 叙爵 [illegible] 被仰出

相模守と改

天明元丑年五月廿八日 西城の御小姓

天明四辰年閏正月廿三日 西城ニ於て

本丸御部屋ニ 奥詰ニ成リ 御納戸〔illegible〕

同廿二日 西城ニ於て 時服三ツ賜る

天明六午年十月七日 御本城ニ於て 召返

同年十二月八日 御供番

天明八申年五月廿五日 頭取ニ 被仰付て

御役を免され 寄合ニ列す

安永三午年十月廿七日

宝暦十辰年七月二日 御目見

御書院番大田駿河守組 三百石 飯塚監物重旭

中奥御小姓 [illegible]

小笠原佐渡守組 有馬 [illegible]

後 中奥

安永五申年二月廿九日 跡目の 家督 御継

猶且又 [illegible] を 賜る

同年十月 駿城の 宿直ニ 罷り在り

駿府の事をしらせし ニ依て 褒美ニ 上下 賜る

安永六酉年三月二日 駿の 御殿 [illegible] 兼る

御免被仰付

安永七戌年八月廿八日 駿府御 [illegible]

濁石延を編ミ 其後此事ありて二たひ
恩賜有り
安永八亥年六月朔日 王子筋に道遠
志ありし御前駒引せしめひて馭術御褒美有り
安永九子年十一月七日 朝鮮馬場にて
騎射　台覧 明の日黄金枚ニを賜る
天明元丑年三月廿六日 濱の御殿にて
乗馬 御覧
天明二寅年十二月十四日 多信の事ありて
御仕方に依リ 後術の間にて 小鞍一対 狙射所
同月九日 下されて 時服三を賜る
天明四辰年二月廿三日 吹上の馬場にて

駒のりとて御覧有り
同年十月 騎馭の宿直に出仕しつ
騎射の事にて 許状に止ける
天明六巳年十月廿五日 騎射御褒美有り
明の廿六日下されて 黄金枚を賜る
寛政七卯年三月十六日 中奥御将監取
勝手と称す

安永三午年十月廿七日

安永二巳年十二月六日家督

御書院番石河讃岐守組　嫡男　藪　左近勝貞

藪主計正勝成養子
小普請佐脇有馬孫四郎嫡子之子
改七郎左衛門

安永五申年十月廿二日於吹上御庭射芸に達して白縮子羅紗背抜二反を賜る

安永九子年八月廿四日同所に於て射芸に列して又白縮子羅紗背抜二反を賜る

天明二寅年十二月廿二日依願改七郎左衛門

とへしらむ

天明四辰年六月十二日番入天野山城守組之死

寛政三亥年八月廿日死

安永三午年十月廿七日
宝暦六子年九月六日譜代
御書院番大岡駿河守組
牧馬番長惣八
小普請組星野卯記之死
當右 橋井百助安篤
改
後書
喜之助
前書
安永五申年四月十日養入牧野内匠之死
寛政巳子年七月廿二日應部養橋乃
大奥ゟ御留守居御勤中之節都留出切之
寛政六寅年十二月廿五日致仕
寛政十午年四月十二日死 享年九十歳

安永三午年十月廿七日

安永元辰年四月廿日家督

御書院番高木駿河守組　三百俵　佐橋六郎佳秀

七左衛門佳求養子

小普請組石川織部支配

改六三郎

安永五申年三月廿七日　拝入徳山五兵衛支配

天明二寅年三月廿七日致仕

天明四辰年七月廿五日死　年九歳

安永三午年十月廿七日

数馬豊之丞惣領
小普請組石川山城守支配

安永二巳年四月八日家督

御書院番太田駿河守組　三百俵　岡吉之丞豊勝

安永八亥年十二月廿七日辞入石川小織守支配

寛政二戌年四月廿三日致仕

安永三午年十月廿日　内藤伊予守信相惣領
小普請組牧野備前守支配

宝暦六子年七月六日跡目

御書院番大岡能登守組　三百俵　内藤左衛門和貞

安永六酉年正月三日二番町乃部
自火ニ而致焼失也

安永七戌年十月三日死　二十八歳

十月廿七日 石高不知収

安永三午年十二月九日

宝暦十三未年八月廿四日嗜

御書院番石田駿河守組

常右衛門孝道嫡孫第祖

小普請組堀田主計支配

吉信 町野平三郎幸行

改 常右衛門

甚兵衛殿ハ本番として二度代人

として二度勤候よしある

安永八亥年五月朔日 王子の辺にて

道遠しの射 乗馬 御覧ありて

寛政七卯年三月五日 小金原御鹿狩の時

騎馬にて勤む

寛政八辰年五月廿八日 御書院番組頭

同年十二月十六日布衣着之と免さる事

享和二戌年七月廿四日死 五十六歳

安永三午年十月廿八日石筋番頭被

安永四未年正月廿八日

宝暦八寅年十二月廿七日誕

御書院番太田駿河守組

織部忠昌惣領

小普請組塚三之丞明き支配

三男 山川源一郎忠敬

安永五申年秋駿城の御番を勤ける

天明四辰年三月二日寄入永井監物支配

天明六午年下野国の某地へ令年

水野にあハ令七年迄相勤る

天明七未年十一月廿四日死 三十二歳

安永五申年十二月晦日

明和八卯年九月十三日御目見

左源太利有嫡子

小普請組星野[illegible]弟

御書院番大岡豊前守組 二千石 一 斎藤久兵衛利起

改左源太

同年秋騒動の節出奔致す

天明四辰年秋騒動の節出奔致す

寛政二戌年十二月廿三日御番入御[illegible]組

寛政六寅年八月九日致仕

同年十月九日剃髪泰翁と云

寛政十午年十一月廿日死五十八歳

六月晦日右御書出被

安永五申年六月廿日

御書院番大田駿河守組 無勤

松浦二左衛門勝征惣領
小普請組大田右近将監支配

三百俵 松浦庄左衛門勝豊

同年秋跡式之通被下置

安永八亥年秋 天明二寅年秋 天明三卯年秋

御代官として踏検ニ相越候節之儀書

天明四辰年秋 踏検ニ相越候儀書

天明七未年秋 御代官として踏検ニ相越て

相勤候

寛政四子年七月廿日 病死の由届有て

裏六番町の邸数寄屋かしにて
寛政七卯年三月十日十八人之蔵将の時
歩行ノ鑑子を勤む
文化四卯年五月廿九日老病偏衰ニ而技入佐左衛門定之跪

五月晦日百石加恩被
安永七戌年六月廿七日
安永五申年正月四日家督
御書院番大岡豊前守組
此儀信濃守所
小普請組久留嶋信濃守支配
三百石　織田政次郎信義
同年九月諸職ニ而…勤中
天明元丑年十二月三日大御番組頭
ニ列し時服二を賜る
寛政三亥年四月廿七日御使番…
させ…射…門…百…
時服三を賜る
寛政七卯年三月晦日武術…

猶相互ニ慎候る

安永五申年七月廿六日
安永四未年九月七日家督

御書院番太田播磨守組
新三郎 定保養子
小普請組石河土佐守支配
六百石
九年九ケ月
酒井頼母定之
改 長三郎

同年秋諸場の出水にて家毛被流候者共居宅御普請
可被下人々出役いたし出精相勤
天明六午年正月廿七日大雨洪水の村之
別して出精ニ付御褒美被下
同年七月上野の御場所今年不勤ニ付
御叱り被仰付候
寛政四子年七月廿五日御勘定の御吟味にて

飯田町の邸 静まりかへる程ハ全二十五枚
かし侍る
寛政五丑年九月十八日太嶋清兵衛の別宅に
連りて附膝之を備る
寛政七卯年三月廿日中谷清将乃とき
歩行牒写之を務む
寛政八辰年十二月廿日田中より飯田町
元会田坂下の郷 西吉右衛門悴 東関城中なる
屋舗売山麓り 去仰として神田雉子町
徳川未様る親文ゟ勅り 郷右吉世悴
至会吉在りよ下し給りけるよ併行し

安永五申年七月廿六日

孫四郎信武惣領
小普請組神尾若狭守支配

御書院番大岡駿河守組 番勤 高石 山高十右衛門信救

同年秋駿城の御番ニ参る
安永七戌年九月廿三日大納言様の射礼に
列して歩射に之を備る
安永九子年八月廿二日円物御覧の射礼に
列して騎射に之を備る
天明二寅年十月廿二日大納言様の射礼に
列して歩射に之を備る

天明三卯年九月朔日旧知所領の村々に
引テ帰知に成ル
同年十月十三日新知[illegible]被下置
新知村数同十二月廿日[illegible]割渡ニ成ル
天明四辰年秋隠居[illegible]
村[illegible]八[illegible]止ル

寛政三亥年十二月廿日御[illegible]

寛政三亥年十二月廿日[illegible]改を可[illegible]仰付

同年同月十二日[illegible]

寛政八辰年十二月十日

[illegible]の[illegible]属[illegible]

享和二戌年六月廿三日死 六十六歳

六月晦日[illegible]病気故
安永五申年七月十八日
安永四未年九月廿日家督
御書院番大田駿河守組 十四 宮崎淳[illegible]数
次[illegible]
小普請組神尾若狭守支配

同年秋隠居の[illegible]
天明元丑年秋隠居の[illegible]
[illegible]病[illegible]

天明六巳年八月三日[illegible]死 四十一歳

七月十六日右之病而出仕
安永五申年七月廿日
御書院番青山駿河守組　弟之勤
以後御番元並父子
小普請組牧野内匠支配
当酉三十九才一合　加藤源左衛門忠恭
改　左内
天明三卯年十二月四日寄入永井監物支配
寛政元酉年閏六月十九日相支配世話取扱
可勤よし承も
寛政二戌年七月十日病ニ付世話取扱ノ
事をまぬかる
同年十二月二日勝田安芸守支配ニ割入
寛政七卯年十二月廿九日致仕

安永八亥年十月廿一日

安永寅年十二月十二日隠居

御書院番太田駿河守組

新見加賀守正常惣領
小普請組永井監物支配

千百六十五石

新見孫四郎正脩

天明元丑年十二月廿八日大坂御目付代りと
成候而当処の翌年四月廿八日御暇被下令
拝領物被下十一月組目付被仰付
天明四辰年秋駿城の御番ニ付被仰
付候得共病気ニ付差遣候へハ江戸ニ止ル
寛政二戌年九月四日 高田馬場にて
乗馬之節落馬いたし

寛政七卯年三月十八日 小普請の時
歩行勢子をつとむ

安永八亥年十月廿二日
明和四亥年十二月廿七日跡目
御書院番大岡駿河守組 八百石 坂井三郎政宥
梓右衛門成安惣領
小普請組永井監物支配
改 三水
出雲
天明六午年五月廿二日寄入天野山城守支配

安永八亥年十月廿二日

安永六酉年八月廿六日跡目

御書院番大岡駿河守組　千石　無息ニ付庸盛養子
小普請組戸川山城守支配死

松橋多治郎盛備

安永九子年十月十日死　二十五歳

安永八亥年十月廿二日

安永六酉年十二月十三日家督

御書院番大岡駿河守組　高三百石　須藤権左衛門盛至

須藤宗左衛門盛春惣領

小普請組戸川山城守支配

同二百七俵一斗?

改　権左衛門

天明四辰年秋　狂疾之儀ニ付

寛政七卯年三月五日　小普請入のときも

延藤馬と改名

寛政十二申年四月廿四日　番入渡辺?組支配

同年十二月廿四日　致仕

寛永八壬申年十月廿三日

寛永六己巳年十一月八日跡目

御書院番大田駿河守組　九百石　久貝又三郎正精

忠左衛門俊備養子
小普請組牧野内匠支配

後 忠左衛門

天明二壬寅年八月廿八日浚明院殿ニて跡村
御蔵前ニて 跡物支配ヲ被仰付ル
同年十一月四日大御所御殿之御殿ニ而列之
御膳ニ上ヶ侍り
天明三癸卯年九月廿二日大御所殿之御殿ニ而
連之 御膳ニ上ヶ侍る
同年十一月十六日跡村御殿ニ而明ケ之上旨

當年に八百ゟれて黄金拾枚を賜る
天明四辰年三月廿八日騎射御覧有て
褒物二反を賜る
同年秋騎射の節御用にも為らせ給ふ騎
射乃御用仰付られ候事に止る
天明七未年二月廿七日騎射御覧有て
褒物五反を賜る
同年十二月二日朝鮮馬場にて騎射
御覧有て褒物五反を賜る
寛政二戌年三月晦日騎射御覧有て
褒物五反を賜る
寛政三亥年正月廿四日朝鮮馬場にて

流鏑馬御覧の射手を務め御馬同日河原毛なる
二十日の水干八徳黄地に緋段乃文鉛を附
籠手八紅に金のたすきを掛たる装束にして
手事に催して褒物五反を賜る
同年十月二日吹上上覧所にて打毬御覧
を務め奉る事を録る
寛政三亥年十一月十一日騎射御覧有て同月の
廿七日営中に八百ゟされて黄金拾枚を賜る
寛政五丑年二月初卯日高田馬場にて
神事流鏑馬の射手に列し二十日の水干八
黄地に金乃文鉛を附たる籠手八赤に
金の万の字をつけたるを用ひて装束して

替而同月十一日営中に於て黄金拾枚を賜る
同年九月十日組御番衆御法號書て備物
二反を賜る
寛政六寅年九月十二日諸州御法號書て
備物反二を賜る
寛政七卯年三月十三日小金原御狩の附出行
帯子を賜免
同年十二月廿八日諸州御法號書て御霊の廿五日
営中に於て黄金拾二枚を賜る
寛政八辰年六月十三日三之丸出御之時稀用
相良の配下として軍学を試られ
同月廿一日営中に於て軍学にて金を

寛政十二申年十月十七日死六十一歳
某しわるの傳を記る

安永八亥年十月廿三日

安永八亥年六月廿日跡目

清左衛門流従忠氏

小普請組細田伊予守支配

御書院番太田駿河守組　十番　高城孫四郎流清

三河田原年秋遊撃の節ニ属し来り

寛政三亥年十二月廿九日拝入八木十三郎支配

寛政四子年八月九日勤仕

寛政九巳年二月致刺く君山と云

安永八亥年十月廿二日

御書院番大岡駿河守組 五番勤 實父 石丸主税有恭

桂三郎有正忰

小普請組松平志摩守支配之死

天明四辰年九月駿城在番ニ而當番ニ付

病ニ依テ江戸ニ止リテ

天明五巳年十二月廿九日 番入 酒井因幡守支配

天明七未年三月廿七日 致仕

同年七月廿八日死 四十九歳

安永八亥年十月廿二日

宝暦十辰年四月三日御目見

御書院番太田駿河守組　當三十七　遠山京八郎安綱

平左衛門兼忠惣領
小普請組山田和泉守支配

改
新八郎
平八郎
平左衛門

天明三卯年九月駿城の當番了

寛政十午年十二月廿九日拝入森川織部支配

寛政十一未年七月廿六日致仕

同年同月廿九日死　享年六十余

安永八亥年十月廿三日
安永七戌年十二月廿七日跡目
御書院番大岡越前守組
駒井隼人養子惣領
小普請組小田切土佐守支配
三百俵　駒井藤三郎寿之

天明元丑年三月十三日浚明院殿御霊
前参詣之御供相勤ル
天明三卯年九月十三日日光御祭礼之射手に
列り騎射を勤ル
天明四辰年秋騎射之稽古に付罷出候節
小笠原の射式を学へ八月中止ル
天明五巳年二月廿日大御所御覧之射手に

別して時服二を給る
天明八申年十月廿二日[illegible]院殿の御[illegible]に
別して銀[illegible]を給る
寛政七卯年三月六日小金御狩のとき
歩行勢子を務む

安永八亥年十月廿二日
安永元辰年十二月廿七日晴
御書院番太田駿河守組
[illegible]能去患所
小普請組[illegible]支配
三百石　朝比奈舎人能春
[illegible]俵
安永九子年四月廿七日大[illegible]御[illegible]乃[illegible]に
別して時服二を給る
同年[illegible]月廿七日[illegible]御[illegible]有て銀[illegible]ニを給る
天明元丑年三月六日[illegible]御[illegible]の[illegible]に
別して銀[illegible]ニを給る
同年十月廿二日[illegible]御[illegible]有て　同廿二日
営中に召されて黄金二枚を給る

天明二寅年十月九日騎射御覧有て織物二反を
賜る
天明四辰年秋騎射の節御稽古被仰付
乃射手武芸よ騎射御用ゆるし六月まてに止る
同年九月　日竃的御覧之節射手に列して
織物二反を賜る
天明五巳年十月廿八日騎射御覧有て明乃
廿六日営中に召されて黄金二枚を賜る
天明六午年三月廿三日又世業御覧之節にて
織物三反を賜る
天明七未年二月廿七日高田馬場にて大的
御覧有て羅紗一反を賜る

天明八申年十月三日大的御覧之節射手に
列して時服二を賜る
同年　月　日竃的御覧之節射手に列して
織物二反を賜る
寛政元酉年九月廿二日騎射御覧有て
織物二反を賜る
同年十二月廿七日騎射御覧有て明乃八日
営中に召されて黄金二枚を賜る
寛政二戌年九月廿三日高田馬場にて流鏑
馬御覧有り
寛政五丑年十月廿九日竃的御覧之節射手に
列して織物二反を賜る

寛政六寅年十二月廿八日騎射御覧有ニ付
明の十五日営中にまいりて黄金一枚を賜る
寛政七卯年三月廿日少将の御歩行
供奉をつとむ
同年十月十三日騎射御覧有て縞物二反を賜る
寛政八辰年十月四日同物御覧乃射手に
列りて縞物二反を賜る
寛政十午年正月十一日御弓場始乃射手に
列りて時服二を賜り明の十二日営中にまいりて
黄金一枚を賜る
文化元子年正月十一日御弓場始の射手に
列りて時服二を賜り明の十二日営中にまいりて

黄金一枚を賜る
文化三寅年正月廿日三河殿のこゝろしに
叡覧をもつて射術に修してさる射数
同月廿九日営中に召されて時服二を賜る
文化四卯年　月　日大的御覧の射手に
列りて時服二を賜る
文化八未年四月廿五日同物御覧乃射手に
列りて縞物二反を賜る

十月廿二日上石為不出候

安永八亥年十二月三日

安永二巳年九月八日跡目

御書院番大岡豫州守組　松倉内記高則嫡子
小普請組[illegible]支配

三百俵　松倉彦四郎高住

天明四辰年秋病気の家督ニ付奉り
天明六午年七月廿四日御書院番の番士ニ
列らる　濁聴之候ニ上る備り
寛政二戌年二月廿九日大御番役の番士ニ
列らる　時服二を給る
寛政四子年七月廿五日公儀橋の方内にて
四番町の郷火事かゝりも

同年九月二日甲斐町の鉄炮御用の東安に
就て十月晦日御鹿谷新地集二千二つ
勤まる地を手伝として江戸日限同日
金千両を借りて公儀の事に仕まつる
寛政七卯年小金御猟の時歩行組子を
つとむ

天明四辰年六月六日
天明二寅年十二月六日帰国
御書院番酒井紀伊守組　九百石　中条六之助忠篤
加々爪儀沆忠氏
小普請組若宮右之居二十五死
後　加々爪

同年秋諸職の者共まの代り人をまする
諸射御用の事に依て江戸に止る
同年九月十六日諸射御用御免にて帰国の後
帰る迄兵法たしなむ事を勤む
天明七未年九月十六日大御番御免の射手に
列して用居をと帰る
寛政二戌年七月廿六日轉入保田郷部に死

天明元丑年六月六日
天明三卯年七月廿六日家督
御書院番酒井紀伊守組　十番　榊原隼之助忠堯

隼之助忠定嫡男
実者依田水主清之二男

同年秋路城の加番ニ参り
寛政巳年七月廿一日麻布の中ノ町ニおゐて
田安殿の鉄砲打ちなとかくし置九月廿四日今宮妻
をとかし遣る

寛政七卯年十月八日寄合入臣縁六左衛門より死
寛政八辰年四月十五日家督仕首藤ニおゐて
講公被仰付ニ云

寛政十午年五月廿七日暮之刻ゟ然

天明四辰年五月八日

宝暦八寅年十二月廿二日酒日

御書院番酒井紀伊守組四百石 西山源五兵衛昌高

実名昌詮老尺八

小普請組水野清六支配

同年秋證據ニ寫せよとして白銀

拾枚を備る

天明四辰年十一月廿日

天明二寅年九月廿七日誕生

實父文信輝嫡子
小普請佐組永井監物支配

御書院番酒井紀伊守組書君　武田源之進信義

同年秋蹴鞠の稽古ニ出精ニ付御時服を
賜り

天明八申年十月三日大納言様御射手ニ
列して時服二を賜る

同年十二月十八日小普請の支配より道遠し
またまた射手同廿五日営中に召されて
時服二を賜る

同年十一月廿八日　進物番
寛政二戌年二月廿九日大納言様御人
数に列らし附属ニ被仰付る
寛政四子年七月廿二日竹橋の大火ニ付て
糀町の邸より出火ニて御目付に従ひて
金三千疋を賜し候る
寛政五丑年九月廿二日大納言様御人
数に連らて附属ニ被仰付る
寛政七卯年三月十日少冬御将の附
歩行様子をつとめ免
寛政十午年四月廿四日　敷御御條貫て
留地区ニ被仰付る

天明四辰年五月六日

御書院番酒井紀伊守組 平勤

伊予守忠同養子
小普請組細川勝権之助支配

番衣 松波求馬正庸

改 伊之助

同年御役御免小普請の[illegible]入

天明七未年八月三日 隠居入小普請組主膳支配

天明八申年十二月廿七日 致仕

寛政元酉年九月廿七日 髪剃て一空と云

六月六日百石加増出仕

天明四辰年五月十三日

天明元丑年十二月廿六日済

御書院番酒井紀伊守組　三百石　久野甲斐右衛門宗政

伊之助実父
小普請組土屋山城守支配

改　伊之助

同年秋勤役(?)の節之儀有之候

寛政六寅年五月廿五日死　卒八拾歳

六月六日百病不出候

天明四辰年六月廿六日

安永二巳年七月六日御目見

御書院番酒井紀伊守組　千石　渡邊猪十郎胤

久留義恭厭

小普請組長谷川利十郎支配

後　久留　阿波守

同年秋駿府城の警衛ニ参り

御勤番相勤候とも

天明六午年十二月十八日大坂御目付代りを

命セられ明る未年正月十八日御暇黄金

拾両を賜る　十月朔日帰府仕

天明八申年正月十一日　御使番

同年十二月十八日布衣着用をゆるさる

寛政二戌年六月四日大坂御目付仰せ
付られ同七月廿八日御暇黄金拾枚
賜ふ明る四月十八日帰りて拝謁す
寛政四子年四月五日讃州御預
りし
寛政六寅年十月廿九日来春御鹿
狩の御用を命ぜられ
寛政六寅年十二月朔日西丸御目付
寛政七卯年二月五日小十人御持乃
御役を辞免
寛政八辰年十月十五日御目付
同年十二月十七日上州世良田

御宮に修復せられけるにより其事を
つかさとりて事へしにより同月廿二日御暇
黄金拾枚を賜ふ十二月十八日帰りて拝謁す
寛政十午年二月廿八日井上左太夫
鐵砲方とゝもに太筒の打ためしいとなミ
そのことを掌らせよとの命を
蒙り
同年三月廿五日松前表に異国船
みえしよしの告ありしにより御使して
其所へまかるべき仰有四月朔日御暇黄金
拾枚時服二羽織を賜ふ十一月十五日帰りて
拝謁す

寛政十一未年九月廿五日
淑姫君尾張殿の世子五郎太殿へ御入輿の
折り御供を命せられ十二月十五日御供
とつとむ
享和元酉年五月廿七日西城の御光姫君
文化八未年閏二月廿四日
禁裏書附
同年四月九日御服萌黄綾被下候事
羽織を備る

天明四辰年八月二日

天明四辰年四月廿九日於営中

御書院番酒井紀伊守組　置君　野村常書勝和

鑓奉行膳供申渡之

小普請組永井監物支配

改角左衛門

同年秋騒儀の節警衛ニ罷出

天明六午年秋人の仰として登城ニ

罷出警衛相勤

天明八申年秋又人の仰として登城ニ

罷出宿直相勤

寛政十一未年四月十五日　拝入山口勤番支配

同年七月廿三日致仕

天明四辰年八月二日
安永四未年閏十二月十二日家督
御書院番酒井紀伊守組三百俵生嶋文右衛門常栄
養父秀俊忠所
小普請組中坊金蔵支配
天明六午年九月發狂ニ付一ト勢乃間
当未廿七歳
寛政九巳年九月七日扣入佐野肥前守支配

天明六丙午年九月二日

天明三癸卯年十二月廿七日跡目

御書院番酒井紀伊守組 千五百石 小出山脂守傳

小出八十之助守方養子

小普請組宮城久三郎支配

改 又三郎

右京亮

天明七丁未年九月廿二日大的流鏑馬乃

射手に列して時服二を賜る

天明七丁未年十月廿二日 御小納戸

同年十二月十八日布衣を免され

寛政六甲寅年十一月十二日 御小姓

同年十二月六日騎射秘書を免さる

同年十二月九日騎射備覧有て賜物

二五を備ふる是より年毎に二度つゝ
此事を務て燭物備ふる事並行ふ
同年十二月十六日御馬を頂けのふ
同年同月廿三日亀甲の名にて直違
去年より所持候ごとに候して令射とめ
同月廿四日御前ニ召されて時服二を給ふる
寛政七卯年十二月十七日 叙爵仰出
右京亮と改
寛政八辰年二月十五日小笠原の射式を
学ぶへき仰を蒙り
同年四月二日中務御兌育て燭物
二五を備ふ是より年毎小々的乃

射ことに引きて必燭物二五を給ふる
寛政十午年五月五日中将人改
同日是を頂けるの小反文の漆弓部
の名高弁飛弾守清寅作つくる
文化二丑年三月廿四日稽古会ニ列す
文化三寅年十二月廿五日 致仕

天明六午年九月二日

天明六午年四月八日家督

御書院番酒井紀伊守組三番備　依田久三郎盛尹
新三郎盛員養子実父
小普請組宮城久三郎支配

寛政五丑年八月九日駒形堂のうしろ
にて馬川渡御覧に入る　同月十三日
営中にて右の事にて黄金二枚を給る
寛政六寅年正月十日市ケ谷元鷹匠町
の邸類火にかゝる
寛政九巳年七月廿三日大川にて馬川渡
御覧有之八月廿八日営中にて右を賞せらる

黄金之枝を続る
文化四卯年八月廿九日大川ニて又水馬御覧
有之同月廿二日宮中ニて召されて黄金之枝を続る

天明六午年九月二日
天明五巳年十二月宿願同
御書院番酒井紀伊守組 宮崎浮之丞重教末子
小普請組川勝権之助支配
当番 宮崎三之助重定
天明八申年十二月十五日ニ而番
寛政二戌年十一月廿四日死 二十一歳

天明六午年九月二日

天明六午年十二月廿日家督

酒井大和守則恕組

小普請組菅沼主膳正支配

御書院番酒井紀伊守組当儀 横地金之助安澄

改 左右馬
左門

天明七未年八月二日移入長谷川利十郎支配

天明六午年九月二日

天明六午年六月晦日

御書院番酒井紀伊守組　百俵　倉橋宗三郎勝尚

倉橋与四郎貞尉三男惣氏
小普請伊但中坊金蔵支配
改与四郎

同日禄の内二百俵を足しあふの俸給り
寛政元年九月廿六日務射御免有て
隠居料五ニを給る
同年十月廿三日一橋の郎卯に喜もむちのハ
判御借りに借し小鴨村百同月廿六日
営中にて召されて時服二を給る
寛政五丑年九月廿二日大的御猶子の村に

列らく時服二を賜る
寛政七乙卯年三月十二日火之御持乃ごとき
歩行勝手をつとむ

九月二日石高不出仕
天明六丙午年十月廿二日
天明四甲辰年四月廿九日家督
御書院番酒井紀伊守組高三百石小泉新三郎正賀
小泉忠平包教養子
小普請組永井監物支配
改　忠平
寛政三辛亥年六月廿二日御書院番
不束義小普請組入差扣入近藤左京支配
同日揚田様ばかる正数相返の節に召されて
御書下意をさる事仰渡しは龍居すべしと
仰付られ其後免さる
寛政四壬子年九月二日裏六番町の邸
御用の中ゟ(より)く赫っ之作りとして
四ッ谷内藤宿にて十二日逼塞を免る

天明八申年十一月九日

安永八亥年十二月八日跡目

御書院番松平下野守組

千石　日向藤三郎正肥

日向源八郎正実悴

小普請組宮城三左衛門支配

改　江藤八郎

天明八申年十二月九日

御書院番松平下野守組 番勤

伊織守信忠次

小普請組今田和泉守支配

嫡子　仁木伊織和英

改 三郎右衛門

寛政四子年七月廿二日麻布の大火ニ而

二本松町の邸類焼ニあひけり

寛政六寅年剣術の業

古法ニ入て獨物ニ及ヒぞ編る

寛政九巳年三月廿八日死 六十二歳

天明八申年六月九日

天明六午年十二月廿六日跡目

御書院番松平下野守組　三百俵　伊丹大右衛門隆

多宮孫市忰子

小普請組大嶋三郎兵衛支配

後　伯耆守

寛政三亥年十二月廿三日本所緑町

四丁目横町ニ而出火の節火を放候者捕へ申候

まへきよしにて預る

寛政十二申年七月六日寄合入仙石治左衛門支配

十月九日右高木公役

天明八申年十月廿二日

安永二巳年正三月十日歸

御書院番松平下野守組

大番志賀兵部支配
小普請組松平求馬支配
八右 岩瀬平三忠福
政 市右衛門

寛政二戌年九月廿日高田馬場ニ而
乗馬上覧有り

寛政七卯年三月廿四日大谷将監手前へ
随ひ三日間備に随ひし好儀の為
何ともて事を押由

六月九日右病氣ニ付退役
天明八申年六月廿六日
寛政七卯年三月廿七日家督
御書院番松平下野守組　高四百石　石丸鉄太郎甫寿
　　　　　　　　　　　　　　　後　権六郎
実親有馬八十郎
小普請組酒井因幡守支配

寛政元酉年九月廿六日吹上ニおゐて騎射
御覧之節ニて獨物五三之請ル
寛政三亥年三月廿六日吹上ニおゐて大的
御覧之時服二之請ル
同年九月四日右同断ニ付おゐて棄ル
御覧之砌ゟ近元三列ニ入候ニ付
右覧ニ入候ル

同年六月二日吹上御庭において弓術の事
御覧有て手列に入千と業ともとへらふ
寛政四子年七月廿三日騎射の業妙にて
台覧しかれ佐倉の弱也一とやし給ふ
寛政六寅年二月十日居宅出奔せる
寛政七卯年三月二日中大夫御将より
馳走るの列に入て其事を勤む

五月廿日右名前家督
天明八申年六月廿二日
安永四未年十二月八日誕生
御書院番松平下野守組 嘉右 朝岡新助定増
宮本岩部事改
小普請組天野山城守支配
寛政四子年二月十二日本所二ツ目の邸
長屋自火出て焼失す
寛政七卯年三月二日中大夫御将より
歩行組与をつとむ
同年十月朔日居邸類焼有りて
寛政十午年六月廿九日父病養
享和三亥年七月廿九日御小納戸

同年三月十六日布衣着之免さる

六月九日右高名出候

天明八申年七月十二日

天明七未年三月七日縮目

御書院番松平下野守組

卯紀政宗養子

小普請組川勝権之助支配

四十二

寛四申

松田弥吉郎長

改 左京

寛政七卯年三月十二日小十人頭將の時

駿河馬を預る

寛政二戌年四月二日

主水勝興惣領

西丸御書院番沼間隠岐守組

御書院番松平下野守組　三百俵　坂部大三郎勝弘

寛政四子年十一月廿三日死　六十歳

寛政二戌年四月二日

御書院番松平下野守組　三百俵　布施十三郎良知

布施十左衛門富倫惣領
西丸御書院番澁谷隠岐守組

寛政四子年九月十三日大的御弓場の射芸に
別して時服二を給ふ

寛政八辰年七月廿三日　穿入隅田之船西支死

寛政九巳年四月十三日致仕　五一と云

寛政二戌年四月二日

御書院番松平下野守組 于喜若 曽根孫兵衛次郎

実父孫兵衛次郎吉之
西丸御書院番頭曽根内記組

後 実名兵衛

寛政四子年四月廿二日 鐵術弓術御覧

首尾く獨拘二反を備る

寛政八辰年四月十日 鎗術御覧有り

寛政九巳年正月十一日 御使番

同年十二月十八日 布衣着之と免さるゝ

享和二戌年十二月廿二日 辞表合

享和三亥年七月十八日 致仕不幸と云

寛政二戌年四月二日

御書院番松平下野守組 八歳 上野仙次郎資徳

久三郎資元惣領

西丸御書院番駒井根右衛門組

改 勘解由

寛政四子年四月廿二日 出彩日光山え帰

御祭礼の事とも見させ 五月朔日日光江

参らく御祭礼す

寛政七卯年二月六日 小金御狩の時

頭勤るにつき免

享和二戌年七月廿二日 御書院番組頭

同年十二月十六日布衣を着すと免さる

文化五辰年十二月十日西城の御目見
文化十酉年四月六日　営中に召されて
思召の御むね有ルに依て御役を免されて
寄合に列す

寛政二戌年四月二日
津田采馬盛陳養子
御書院番松平下野守組　当若　津田嘉十郎盛睦
更御書院番頭永井日向守組
寛政三亥年七月廿一日寄合入今日近江守支配

寛政二戌年四月二日

御書院番松平下野守組　富右　石川八十郎政平

西丸御書院番駒木根大内記組

寛政八辰年十二月十七日　移組　御書院番井上周防守組

寛政二庚戌年四月二日

酒田伊右衛門政温十六才

西丸御書院番頭水野大隅守組

御書院番松平下野守組　三百俵　酒田久治郎良吉

寛政七卯年三月六日　於小金御狩之時

組請馬をつとむ

寛政二戌年十二月九日

御書院番松平下野守組

御先手弓頭平岩右膳組忠次

三百俵　山中亀吉補俊

浅五右

後　平吉

寛政七卯年三月十日小普請得の時歩行

勢ニ而ヘとつとむ

同年七月廿九日家督弍拾石是とこの三百俵八

父ヶ者とも小普請ニ備る

文化五辰年閏六月十二日擧入迎屋登用ニ而死

同年十二月廿七日致仕

寛政二戌年十二月八日

寛延二巳年七月二日跡目並之勤番

安永七戌年六月廿六日仮御武具奉行

御書院番松平下野守組

平岩左門道利養子

甲府勤番大久保遠江守支配

三百俵 平岡藤三郎道央

寛政三亥年十二月四日死 五十七歳

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政三亥年二月廿七日

富賀殿用人当番等吉貞人恕所
小十人竹内吉十郎組

御書院番松平下野守組　同様　小野寺左馬貞雄

同日父布衣以上の御役を命ぜられしに
依て御番料を命ぜられし其内二百俵を
足させまいらの仰あり
同年十二月十一日小金原将の職にすゝりて
廃せしと寄合
寛政五丑年八月七日吟上ありて寺襟
御徒頭仰付らる

同年九月十日絵御用御次御覧被仰付て
獨物拾弐匁を賜り
寛政七卯年三月晦日小普請御将乃時
歩行稽古をつとめ兼
寛政八辰年十一月晦日同稽古御覧有て
獨物拾弐匁を賜る
寛政九巳年正月廿八日三河島の鳥狩に
道連しつゝ御射留同十三日営中に
百さしあり時服三を賜る

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政三亥年八月八日

御書院番松平下野守組　三百俵　松波内膳正邦

御先鉄炮頭平右衛門正英惣領

足高七百石

致　年二十歳

年十六歳

寛政六寅年三月四日跡目三百石是迄之通

三百俵ハうへし奉る

寛政七卯年三月晦日小十人御持の時

歩行難成故と勤免

享和三亥年　月　日死四十四歳

寛政三亥年八月八日

御書院番松平下野守組　右馬頭殿用人桂太左衛門勝起厄　百俵　東條宗次郎季尚

同日父之有高之通り襲ノ内百俵を

足高とも〆八の俵被下

寛政三亥年九月十日

御書院番松平下野守組 三百俵 岡宮雄之助信與　御目付岡宮諸兵衛信好養子　後諸兵衛

寛政四子年四月御用ニ而日光山に参りて
諸礼之人事とも免されて日光より帰てね

同年十月廿九日 御納番

寛政六寅年七月廿日 御小納戸

同年九月廿日

若君の御方に属せしめき

同年十二月廿六日 布衣着之事を免されき

寛政七卯年正月十三日御実子の急なるに
臨みきをもて打取御役に候して手討致
同月十三日 御前に召されて時服三を給ふ
寛政九巳年十二月廿日 新嘗十二石君是之ノ
三百俵ハ返し奉る
文化十酉年四月十二日 西城御留守
同年九月廿日 御留守
文化十二亥年正月廿三日 廿秋東叡山
にて神事流鏑馬の御用を命せらる
九月十二日 右御用を勤して時服二を給ふる
同年同月廿七日
保之丞室
要之丞室 御宮参の御用を命せらる

文化十三子年正月廿八日 浜御殿の掛りを
命せらる
同年七月二日東叡山
慈徳院主乃御宝塔を造らせらる
信解院殿を建継きの御用を命せらる
同年十二月廿二日 御勝手掛りを命せらる
同日御日記掛り 醫学館御宝乃
勤りを命せらる
同年同月廿七日東叡山
慈徳院主乃御宝塔解殿を造らせらる
御用を勤して 時服二を給ふる
文化十五寅年四月廿八日 長崎奉行

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政三亥年十二月廿日

天明七未年三月七日継目

御書院番松平下野守組　二千石　三好鉄之丞政徳

三好帯刀有政養子
小普請組内藤甲斐守支配

改　帯刀

寛政七卯年三月晦日吹上御庭の時
騎射をつとむ　是よりさき
寛政四子年九月廿四日大的御覧乃
射手に列して時服二を賜る

寛政三亥年十二月廿二日
天明八申年十一月廿六日家督
御書院番松平下野守組　千五百石　村越安之助正文
村越三左衛門正繁養子
小普請組保田平三郎弟
後　十左衛門

寛政四子年八月十六日二丸火之番働よろしく
右ノ趣御褒美被下
寛政六寅年三月六日　濱乃御殿ニ
御成之節時射手同月九日営中ニ
而下され候時服三を被下る
同年十二月四日同物御褒美の射手ニ付て
時服二を被下る

寛政三亥年十二月廿一日

寛政二戌年三月四日跡目

御書院番松平下野守組 久右衛門安周嫡子 小普請組八木半三郎支配 高三百石 坂本幸右衛門安平 改 冬蔵

寛政七卯年三月十一日小金御狩の時
歩行勝手を勤む
同年三月晦日大納言様御元服の式に列して
恩賜あり
寛政八辰年三月十日大納言様御元服乃
式に列して時服二つを賜る

寛政七卯年十月六日御小姓番
寛政八辰年三月十四日大納言様御元服の式に
列して時服二つを賜る

寛政十午年正月十一日御使番
同年十二月廿六日布衣を着する事をゆるさる
文化二丑年七月六日諸席に御用ニ付
にして新製の備育て被下に係る
御服をもし賜しきらし円
文化二丑年十月廿四日西城御目付
文化三寅年三月廿四日御目付
文化四卯年五月十日辞寄合ニ列す
同年　月　日死三十七歳

寛政四子年十二月廿七日

寛政四子年六月廿四日務日

御書院番松平下野守組 千石 永井伊織正尭

惣領守康養子

小普請組支配河内守支配

織部 伊織 数人

寛政六寅年九月廿四日中奥御番 御役免

有之ニ付御役御免

寛政七卯年四月廿三日御使番

同年十二月十七日布衣着之御免被仰付

寛政八辰年十二月九日日光

御宮御霊屋修復ニ付御用被命候

此時の事終りて同月十八日御暇黄金拾五枚
時服二羽織を給ハる　七月七日中使ハ
明の乙年三月廿八日日光に参詣ありしかハ
の使として黄金拾枚を給ハる　寛政十午年
三月廿七日又日光に参り　五月六日但馬守
信明朝臣日光山に参て此度来りし
東山ありて労せるとの仰を蒙りし
同月九日帰り　六月十三日謝禮し
十二日　此度日光乃
宮造りの事の労者として黄金十枚を給ハる
寛政十年六月廿八日西城御用手
享和元酉年五月十一日御用手

享和三亥年十月十日　秋田信濃守
長季生京にありて　致仕の事を願ハしハ
更別三春に籠柳の礼をとりなしもある
后き仰付り　同月十二日御暇黄金
三枚を賜ハり　十二月朔日帰り謝禮す
文化元子年三月廿三日御役を辞して又
寄合に列せる
同日　三苑出雲守稲周報との郷に
百さもて出毫八貴ハ野鹿将のとき
西丸御書院番　佐塚主水忠顕にあやまりて
稔宗府一ふ乃たるときをひうけ
本の地の場にてもう合に在りと於けり

御書院の不作法を制すへく候
ものゝ不似合の事不調法するか
ぞくれ依て御役を召上られ并合ゟ
別されての御咎あり

十一月廿四日百俵御出役
寛政四壬子年十二月廿七日
寛政元酉年十月二日継目
御書院番松平下野守組 二十三歳 石尾吉之丞氏紀
七之済氏尉養子
小普請組南部主税支配
改 七之濟
寛政七卯年十二月廿二日濱の御殿に詰ゝを
ゆるし付置同月廿四日召されゝく
御暇之上従ゝる
文化三寅年正月十一日御使番
同年二月廿四日小介御将監事之事を勤
同年十二月廿六日布衣着之を免さる

寛政五丑年二月十九日　浮云政恒惣領

御書院番石川大隅守組　御書　御小納戸　二番儀　石橋市十郎政友

寛政十午年二月八日死　四十七歳

寛政四壬子年六月廿二日

御書院番石川大隅守組　千三百石　勝田帯刀元休

松平元武養子
御書院番勝田安藝守組

元休ハ嫡家安藝守元忠世嗣ニ付組ハ
番頭の補をもつてかへてこの組あへに
命せらる

寛政六甲寅年六月十二日永田町の邸
糀町の宅地にて邸をたまかへ同年九月
永田町の邸用地となるによりて転ず
文政三丙戌某よりてをりを賜る

寛政七卯年三月十四日 中奥御小姓の時
歩行稽古をつとむ

寛政六丑年九月十六日
寛政二戌年十二月八日家督
御書院番石川大隅守組 吉右 松平与右衛門親悦
左三郎実兄隆養子
小普請組浅野佐渡守支配
寛政七卯年七月十九日移入戸田中務少輔支配

寛政六寅年九月六日
寛政二戌年五月四日継目
御書院番浅野壱岐守組台嘉君 岡田勇助利貞
安房守利道次男
書院組阿部大学某死

寛政七卯年三月五日大納言様の時
歩行射手とつと免
同年四月廿一日猿楽御覧有之龍紋
一反白羽二重一反を給る
寛政八辰年五月六日浜の御殿にて
騎射をする時御供に召して射手
同九日百番あり時服二を給る

寛政九巳年九月廿四日上覧御鞠の對に
列りて時服二を賜る

寛政六寅年九月五日
天明五乙巳年十二月十五日授
御書院番淺野壱岐守組 壹君 石丸五左衛門定安
定之延 定寀 恕所
小普請組酒井紀伊守支配

寛政七卯年三月六日 中奥の御将乃
役かるの事ニと務む

寛政六寅年十二月書

御書院番水野壱岐守組　三百俵　田沼十三郎正孝
御小性組伊奈右近将監組跡七郎正誠養子
沼四百石

寛政十未年八月三日跡目四百石是迄之分
三百俵ハ返上し奉る
文化二丑年三月廿九日大納言様御附の衆に
列し附脇二丁絹る

寛政七卯年十一月廿六日

父 記経久 惣兵衛

小普請組阿部大和守支配

寛政二戌年十二月晦日家督

御書院番浅野壱岐守組 番儀 北山多三郎経教

改 内記

寛政十午年九月十二日因物清読之対上に
列して縞物二反を請る

同年同月廿三日大学清読之対上に列して
時服二を請る

享和三亥年十二月十九日演乃清厳に
滴きて時服対面同月廿三日営中に
召されて時服三を請る 其後

同年三月廿九日寒雨御法楽の射まに列りて
褐狩衣二を給る
文化元子年十一月九日騎射御法楽有りて
褐狩衣二を給る
文化二丑年三月廿五日大的御法楽の射まに
列りて時服二を給る
文化三寅年十一月九日騎射御法楽有りて
褐狩衣二を給る
同年十一月七日騎射御法楽にて明る八日
営中に召されて黄金枚二を給る
文化四卯年　月　日大的御法楽の射まに
列りて時服二を給る

同年十一月四日萬歳御法楽乃射まに
列りて褐狩衣二を給る

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政七卯年十月廿六日

大坂次守善興

小普請組頭辺見左京支配

寛政三亥年七月廿七日家督

御書院番浅野壱岐守組　二百俵　辻甚太郎守盈

改　内藤助

旧目替の内百俵と足高の御足高被仰付候

寛政九巳年九月廿四日大前御番衆の射芸に

列して時服二を賜り

寛政十午年二月廿三日浅の御蔵に於て

らくる射手前射芸に鴨雉を射る同月

廿七日営中にて射て時服三を賜る

享和二戌年十月九日大前御番衆の射芸に

引ろく御服ニ而候る
文化四卯年　月　日大御番書院乃射乃に
引ろく御服ニ而候る

寛政八辰年四月十四日
寛政二戌年四月二日御目見
御書院番浅野壱岐守組　十七才　神織部忠栄
神乃名忠陳養子
山岸備後守組之田中勝与九死
寛政九巳年閏七月十七日御小納戸
同年十二月十八日布衣をゆるさる
寛政十一未年十二月十八日表御門の警衛に
御放鷹の折ふし射取同月廿日
御布のこく御服ニ而候る
享和三亥年八月廿五日死　二十一歳

寛政八丙辰年四月吉日

安永八己亥年十月六日謄

御書院番滝野十右衛門組 三番目 津田半三郎正篤

半三郎正峯養子

実ハ書院番組山口勘三郎弟

改 忠篤

寛政八辰年六月十日

寛政元酉年六月廿日家督

御書院番浅野壱岐守組　二千石　小笠原隼人輝英

織部　英明惣領

小普請組戸田中務少輔支配

改　主膳

同年十二月十六日騎射御覧之節出精ニ付明ル十七日

営中ニ而召出され黄金壱枚拝領

文化二丑年六月廿日大坂加番被仰付候

今年八月十一日御暇黄金五枚拝領

明ル寅年十月朔日帰着仕

文化八未年四月廿日御使番

同年十二月廿日布衣被仰付候

文化十四丑年七月廿日諸席ニ而御目見
そして記名の御書から同月廿二日病死
みつく此郎御さ申し
文化十四丑年十月九日持弓頭合力到す
文化十五寅年三月廿九日 致仕料三百俵と
備る

寛政八辰年十二月十四日
天明二寅年十二月四日跡目
御書院番大久保豊前守組 千二百石 永田鍋右衛門
御徒頭 西尾
小普請組 石河 支配
改 御徒頭
寛政九巳年十二月十八日 中奥御番
寛政十午年十月廿四日 御徒頭 ...
務役羽二重ニ反ニと備る

寛政九巳年四月廿七日

天明七未年十二月四日御目見

御書院番大久保豊前守組　千石　荒田源右衛門定静

数馬定賢惣領

小普請組溝口相模守支配

改　数馬

寛政九巳年十二月九日
寛政五丑年三月四日御目見
御書院番大久保豊前守組 当年二十三歳 酒田右京利長
酒田三経郎改顯養子
小普請組佐野肥前守支配
改 壹岐

文化二丑年十月十二日 御小納戸
同年十二月十六日 布衣着之被 仰付

寛政九巳年十二月九日

天明六午年十二月六日跡目

御書院番大久保豊前守組 千百石 茂次郎政信惣領 小普請組秋元隼人支配 西尾元次郎政温

寛政十一未年六月廿二日 御小納戸

寛政九巳年十二月九日

寛政九巳年六月三日締目

御書院番大久保豊前守組 当巳六 仁木平十郎守富

三男右馬門知英忠尻

小普請組滝川長門守支配

寛政十年午五月晦日

一学乗守惣領

山崎信濃組之内田中藤十郎跡

番勤

御書院番大久保豊前守組千三百石　松平一学乗宗

寛政十午年六月生

寛政九巳年七月三日御目見

御書院番太田備中守組　千石　花房吉之助正貞

部屋住花房門三郎正芳養子

小普請組山口勘兵衛支配

改　喜太郎

文化二丑年十二月十八日　父名書

寛政十午年六月晦

湯川郎政寛書写

中書院組所郡大番寺田去之跡

奉勤

御書院番大久保豊前守組 三番儀 樽井又次郎政信

寛政十午年十二月廿七日

新清書以花澤守則武次男忠成

御書院番安藤伊豫守組 三百俵 小野七之助則忠

寛政十未年四月廿九日
御小性組吉部肥前守明キ組熱在所へ廣寛照(?)
御書院番安藤伊豫守組 三百俵 石原四郎左衛門廣談
後四百七十五石
享和三亥年四月廿日一刀流劔術修行
骨折候ニ付
文化二丑年六月五日 四百七十五石
是迄之三百俵ハ返上する

寛政十一未年四月廿九日

御小性組永井大和守組中左衛門正勝嫡子

御書院番安藤伊豫守組三百俵 矢部六左衛門正武

寛政十二申年正月廿六日

寛政八辰年十二月三日御目見

松平左金吾定寛惣領

小普請組宮重加賀守支配当時十七歳

御書院番安藤伊豫守組 二千石 松平定之丞定朝

改 織部

左金吾

享和二戌年五月四日 中奥御番

文化十四丑年二月廿六日西城御目付

同年十二月十六日布衣着用被仰付

寛政十二申年正月廿六日

寛政八辰年十二月十九日家督

深津八郎右衛門正満惣領

小普請組[illegible]十一月十六日死

御書院番安藤伊豫守組 三百石 深津幸三郎正路

後 隼人

享和二戌年四月廿二日 新番[illegible]

清德院有之〻獨礼ニ及不申

文化六巳年六月廿八日死

寛政十二申年二月廿六日

寛政八辰年十二月六日済

八木篤之藏永孝子

小普請組戸田中務支配

御書院番安藤伊豫守組 [illegible] 柳原乙吉藏隆

寛政十二申年八月廿二日

寛政六寅年閏十一月廿四日婿

三之丸御番次男無足

小普請組山口勘之丞次男

御書院番安藤伊豫守組 千石 遠藤熊之進友徳

寛政十二申年八月廿三日

寛政十一未年十二月廿四日跡目

三浦伊勢守正子惣領

小普請組酒井十郎左衛門支配

御書院番安藤伊豫守組　八百石　三浦五郎左衛門正通

改　喜三郎

享和二戌年十月二日大的御弓始乃射手之

列ニ而時服二被下之候

文化元子年四月廿一日武術御覧有之

褒美白銀二枚被下之

文化二丑年五月廿一日四物御覧有之

褒美白銀二枚被下之

文化五辰年十二月十一日大的御弓始之射手ニ

別ニて附腹二を経る
文化八未年正二月九日演の席ニ
而ニさニて多射数同月十二日営中ニ
而されて附腹三を経る

寛政十二申年八月廿二日
寛政八辰年八月十四日初登
御書院番安藤伊豫守組 当番 安藤富三郎永澄
伊織永昌嫡子
小普請組取締組ゟ養子死
文化六巳年十二月廿七日 稽入 蔀田権作 死

寛政十二申年八月廿三日

寛政三亥年十月廿四日跡目

伊織西留ノ惣領

小普請組六角中務大輔支配

御書院番安藤伊豫守組 三番 長谷川然之助正光

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan